○自動車型式認証実施要領について（依命通達）（平成 10 年 11 月 12 日自審第 1252 号）

令和２年３月３１日改正
国自審第２１６３号
国自技第２６１号
国自環第１６６号
（傍線の部分は改正部分）

改　　正　　案	現　　行
別添　自動車型式認証実施要領	**別添　自動車型式認証実施要領**
目　次　（略）	**目　次**　（略）
第１　用語の定義	**第１　用語の定義**
この通達における用語の定義は、次の各号の定めるところによる。	この通達における用語の定義は、次の各号の定めるところによる。
（1）～（35）（略）	（1）～（35）（略）
（36）「サイバーセキュリティ業務管理システム」とは、自動車のサイバーセキュリティに対する脅威に関連するリスクを処理し、当該自動車をサイバー攻撃から保護するための組織的なプロセス、責任及び管理を明確にする、リスクに基づく組織的な取組方法をいう。	（新設）
第２～第７　（略）	**第２～第７　（略）**
別添１　自動車型式指定実施要領	**別添１　自動車型式指定実施要領**
目次　（略）	目次　（略）
第１～３　（略）	第１～３　（略）
第４　点検整備方式の周知方法	第４　点検整備方式の周知方法
型式指定規則第５条の２の「点検整備方式を使用者に対して周知させるための措置」とは、次のいずれかのことをいう。	型式指定規則第５条の２の「点検整備方式を使用者に対して周知させるための措置」とは、次のことをいう。
１　(1) 第１次使用者に対しては、点検整備方式を記載した書面を販売の	(1)　第１次使用者に対しては、点検整備方式を記載した書面を販売の際に

際に交付すること。 (2) 第２次以降の使用者に対しては、(1)の書面を常時準備しておき、これを提供し得る体制を整えておくよう努めること。 ２　(1) 点検整備方式を電磁的方法により常に提供可能な体制を整えること。 (2) 第１次使用者に対しては、販売の際に(1)による提供であることを周知すること。 (3) 第２次以降の使用者に対しては、(1)による提供であることを周知し得る体制を整えておくよう努めること。 (4) 上記の他、使用者が希望する場合にあっては書面での提供をし得る体制を整えること。	交付すること。 (2)　第２次以降の使用者に対しては、(1)の書面を常時準備しておき、これを提供し得る体制を整えておくよう努めること。
第５　(略)	第５　(略)
第６　完成検査	第６　完成検査
１～６　(略)	１～６　(略)
７　完成検査終了証が発行された自動車（法第 58 条に規定する自動車検査証又は法第 71 条に規定する自動車予備検査証の交付を受けたことがある自動車を除く。）に関し、改善措置の届出等の行う場合の取扱いについては、下記によるものとし、これによらない場合には完成検査終了証は無効とすること。	７　完成検査終了証が発行された自動車（法第 58 条に規定する自動車検査証又は法第71条に規定する自動車予備検査証の交付を受けたことがある自動車を除く。）に関し、改善措置の届出等を行う場合の取扱いについては、下記によるものとし、これによらない場合には完成検査終了証は無効とすること。
（１）指定製作者等が「リコールの届出等に関する取扱要領について（依命通達）」（平成６年 12 月１日自審第 1530 号）第２、第９又は第 10 の規定による改善（完成検査の不備に係るものを除く。）を実施する場合又はこれらと同様の改善を未登録車のみに実施する場合若しくは天災により損傷を受けた自動車の構造、装置又は性能の一部を修復す	（１）指定製作者等が「リコールの届出等に関する取扱要領について（依命通達）」（平成６年 12 月１日自審第 1530 号）第２、第９又は第 10 の規定による改善（完成検査の不備に係るものを除く。）を実施する場合又はこれらと同様の改善を未登録車のみに実施する場合においては、６(2)の規定を準用することとする。この場合において、「アク

る場合においては、6(2)の規定を準用することとする。この場合において、「アクセサリ類等を装着」とあるのは「改善を実施」と、「追加検査」とあるのは「再検査」と読み替えるものとし、6(2)(ｴ)の規定については「指定製作者等による当該作業の実施に係る指示に基づき実施すること。」と読み替えるものとする。なお、上記の改善を実施する場合にあっては、実施した後において当該自動車は、指定を受けた型式としての構造、装置及び性能と相違ないものであること。

（２）指定製作者等が、(1)に掲げる場合の他、自動車の保安基準適合性について再検査を要する場合にあっては、対象自動車の範囲及び実施方法について、あらかじめ審査・リコール課長の承認を受けたものであること。

第７～第 17　（略）

別表（申請書の添付書面及びその記載要領等）（第３関係）

添　付　書　面	記　載　要　領　等
１～９　（略）	（略）
１０　点検整備方式を記載した書面	１　点検整備方式（自動車点検基準（昭和 26 年運輸省令第 70 号）第７条第３項に定める技術上の情報に関するものに限る。）の書面については、当該情報の掲載場所等を記載すること。 ２　点検整備方式（自動車点検基準第

セサリ類等を装着」とあるのは「改善を実施」と、「追加検査」とあるのは「再検査」と読み替えるものとし、６(2)(ｴ)の規定については「指定製作者等による当該作業の実施に係る指示に基づき実施すること。」と読み替えるものとする。なお、上記の改善を実施する場合にあっては、実施した後において当該自動車は、指定を受けた型式としての構造、装置及び性能と相違ないものであること。

（２）指定製作者等が、天災により損傷を受けた自動車の構造、装置又は性能の一部を修復する場合その他の自動車の保安基準適合性について再検査を要する場合（(1)の場合を除く。）にあっては、対象自動車の範囲及び実施方法について、あらかじめ審査・リコール課長の承認を受けたものであること。

第７～第 17　（略）

別表（申請書の添付書面及びその記載要領等）（第３関係）

添　付　書　面	記　載　要　領　等
１～９　（略）	（略）
１０　点検整備方式を記載した書面	（新設） １　点検整備方式の書面の記載につ

	７条第３項に定める技術上の情報に関するものを除く。）の書面の記載については、次の点に留意すること。 (1)　自動車点検基準に定める技術上の基準を満足するものであること。 (2)　（略） (3)　（略） ３　（略）
11～13　（略）	（略）

備考　（略）

別紙１（第６関係）

完成検査の実施の方法

１．～３．（略）

４．装置に関する検査（その３）

次に掲げる装置について、視認その他適切な方法により検査するものとする。

(1)～(12)　（略）

(13)　自動運行装置

(14)　（略）

(15)　（略）

別紙２・別紙３　（略）

	いては、次の点に留意すること。 (1)　自動車点検基準（昭和 26 年運輸省令第 70 号）に定める技術上の基準を満足するものであること。 (2)　（略） (3)　（略） ２　（略）
11～13　（略）	（略）

備考　（略）

別紙１（第６関係）

完成検査の実施の方法

１．～３．（略）

４．装置に関する検査（その３）

次に掲げる装置について、視認その他適切な方法により検査するものとする。

(1)～(12)　（略）

（新設）

(13)　（略）

(14)　（略）

別紙２・別紙３　（略）

第１号様式～第２号様式　（略）
第３号様式（諸元表）（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。）
重心高～内圧容器　（略）
性能

最高速度～LMH 燃料消費率（略）	
燃料消費率(燃料電池自動車)(km/kg)	
その他	

その他（構造、装置に係る事項）～備考　（略）

別添２　新型自動車取扱要領

目次　（略）
第１～第２　（略）
第３　点検整備方式の周知方法

新型届出をした者（以下「届出者」という。）は、当該届出に係る新型自動車（定格出力が１９kw 未満及び５６０kw 以上の大型特殊自動車を除く。）の点検整備方式を使用者に対して周知させるため、次のいずれかの措置を講じること。

なお、定格出力が１９kw 未満及び５６０kw 以上の大型特殊自動車の届出者にあっては、できる限り点検整備方式を作成し、これを周知させるための措置を講じるよう努めること。

１　(1) 第１次使用者に対しては、点検整備方式を記載した書面を販売の際に交付すること。

(2) 第２次以降の使用者に対しては、(1)の書面を常時準備しておき、これを提供し得る体制を整えておくよう努めること。

２　(1) 点検整備方式を電磁的方法により常に提供可能な体制を整えるこ

第１号様式～第２号様式　（略）
第３号様式（諸元表）（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。）
重心高～内圧容器　（略）
性能

最高速度～LMH 燃料消費率（略）	
(新設)	
その他	

その他（構造、装置に係る事項）～備考　（略）

別添２　新型自動車取扱要領

目次　（略）
第１～第２　（略）
第３　点検整備方式の周知方法

新型届出をした者（以下「届出者」という。）は、当該届出に係る新型自動車（定格出力が１９kw 未満及び５６０kw 以上の大型特殊自動車を除く。）の点検整備方式を使用者に対して周知させるため、次の措置を講じること。

なお、定格出力が１９kw 未満及び５６０kw 以上の大型特殊自動車の届出者にあっては、できる限り点検整備方式を作成し、これを周知させるための措置を講じるよう努めること。

(1)　第１次使用者に対しては、点検整備方式を記載した書面を販売の際に交付すること。

(2)　第２次以降の使用者に対しては、(1)の書面を常時準備しておき、これを提供し得る体制を整えておくよう努めること。

と。

(2) 第１次使用者に対しては、販売の際に (1)による提供であることを周知すること。

(3) 第２次以降の使用者に対しては、 (1)による提供であることを周知し得る体制を整えておくよう努めること。

(4) 上記の他、使用者が希望する場合にあっては書面での提供をし得る体制を整えること。

第４～第９　（略）

別表（届出書の添付書面及びその記載要領等）（第２関係）

添　付　書　面	記　載　要　領　等
（略）	（略）
６　点検整備方式を記載した書面（定格出力が 19kW 未満及び 560kW 以上の大型特殊自動車に係るものを除く。）	１　点検整備方式（自動車点検基準（昭和 26 年運輸省令第 70 号）第７条第３項に定める技術上の情報に関するものに限る。）の書面については、当該情報の掲載場所等を記載すること。 ２　点検整備方式（自動車点検基準第７条第３項に定める技術上の情報に関するものを除く。）の書面の記載については、次の点に留意すること。 (1)　自動車点検基準に定める技術上の基準を満足するものであること。

第４～第９　（略）

別表（届出書の添付書面及びその記載要領等）（第２関係）

添　付　書　面	記　載　要　領　等
（略）	（略）
６　点検整備方式を記載した書面（定格出力が 19kW 未満及び 560kW 以上の大型特殊自動車に係るものを除く。）	（新設） １　点検整備方式の書面の記載については、次の点に留意すること。 (1)　自動車点検基準（昭和 26 年運輸省令第 70 号）に定める技術上の基準を満足するものであるこ

	(2)　(略) (3)　(略) 3　(略)
(略)	(略)

第１号様式～第２号様式　(略)

別添３　検査対象外軽自動車等及び原動機付自転車用原動機の型式認定要領

目次　(略)

第１～第４　(略)

第５　点検整備方式の周知方法

型式認定を受けた検査対象外軽自動車等（定格出力が 19kW 未満及び 560kW 以上の小型特殊自動車を除く。）の製作者等は、当該型式認定に係る検査対象外軽自動車等の点検整備方式を使用者に対して周知させるため、次のいずれかの措置を講じること。

なお、定格出力が 19kW 未満及び 560kW 以上の小型特殊自動車の製作者等にあっては、できる限り点検整備方式を作成し、これを周知させるための措置を講じるよう努めること。

1　(1) 第１次使用者に対しては、点検整備方式を記載した書面を販売の際に交付すること。

(2) 第２次以降の使用者に対しては、(1)の書面を常時準備しておき、これを提供し得る体制を整えておくよう努めること。

2　(1) 点検整備方式を電磁的方法により常に提供可能な体制を整えること。

	と。 (2)　(略) (3)　(略) 2　(略)
(略)	(略)

第１号様式～第２号様式　(略)

別添３　検査対象外軽自動車等及び原動機付自転車用原動機の型式認定要領

目次　(略)

第１～第４　(略)

第５　点検整備方式の周知方法

型式認定を受けた検査対象外軽自動車等（定格出力が 19kW 未満及び 560kW 以上の小型特殊自動車を除く。）の製作者等は、当該型式認定に係る検査対象外軽自動車等の点検整備方式を使用者に対して周知させるため、次の措置を講じること。

なお、定格出力が 19kW 未満及び 560kW 以上の小型特殊自動車の製作者等にあっては、できる限り点検整備方式を作成し、これを周知させるための措置を講じるよう努めること。

(1)　第１次使用者に対しては、点検整備方式を記載した書面を販売の際に交付すること。

(2)　第２次以降の使用者に対しては、(1)の書面を常時準備しておき、これを提供し得る体制を整えておくよう努めること。

(2) 第１次使用者に対しては、販売の際に (1)による提供であることを周知すること。

(3) 第２次以降の使用者に対しては、 (1)による提供であることを周知し得る体制を整えておくよう努めること。

(4) 上記の他、使用者が希望する場合にあっては書面での提供をし得る体制を整えること。

第６～第１４　（略）

別表（申請書の添付書面及びその記載要領等）（第２関係）

１　検査対象外軽自動車及び原動機付自転車

添　付　書　面	記　載　要　領　等
（略）	（略）
９　点検整備方式を記載した書面	１　検査対象外軽自動車にあっては、点検整備方式（自動車点検基準（昭和 26 年運輸省令第 70 号）第７条第３項に定める技術上の情報に関するものに限る。）の書面については、当該情報の掲載場所等を記載すること。 ２　点検整備方式（自動車点検基準第７条第３項に定める技術上の情報に関するものを除く。）の書面の記載については、次の点に留意すること。 (1)　検査対象外軽自動車にあっては、自動車点検基準に定める技

第６～第１４　（略）

別表（申請書の添付書面及びその記載要領等）（第２関係）

１　検査対象外軽自動車及び原動機付自転車

添　付　書　面	記　載　要　領　等
（略）	（略）
９　点検整備方式を記載した書面	（新設） １　点検整備方式の書面の記載については、次の点に留意すること。 (1)　検査対象外軽自動車にあっては、自動車点検基準（昭和 26 年

	術上の基準を満足するものであること。また、原動機付自転車にあっては、これに準ずるものであること。 (2)　(略) (3)　(略) 3　(略)
(略)	(略)

2　小型特殊自動車　(略)

3　原動機付自転車用原動機　(略)

第１号様式～第７号様式　(略)

別添４　製造過程自動車の型式認定要領

第１～第５　(略)

第６　点検整備方式の周知方法

製作者等は、当該型式認定に係る製造過程自動車の点検整備方式を使用者に対して周知させるため、次のいずれかの措置を講じること。

1　(1) 第１次使用者に対しては、点検整備方式を記載した書面を販売の際に交付すること。

(2) 第２次以降の使用者に対しては、(1)の書面を常時準備しておき、これを提供し得る体制を整えておくよう努めること。

2　(1) 点検整備方式を電磁的方法により常に提供可能な体制を整えること。

(2) 第１次使用者に対しては、販売の際に(1)による提供であること

	運輸省令第 70 号)に定める技術上の基準を満足するものであること。また、原動機付自転車にあっては、これに準ずるものであること。 (2)　(略) (3)　(略) 2　(略)
(略)	(略)

2　小型特殊自動車　(略)

3　原動機付自転車用原動機　(略)

第１号様式～第７号様式　(略)

別添４　製造過程自動車の型式認定要領

第１～第５　(略)

第６　点検整備方式の周知方法

製作者等は、当該型式認定に係る製造過程自動車の点検整備方式を使用者に対して周知させるため、次の措置を講じること。

(1) 第１次使用者に対しては、点検整備方式を記載した書面を販売の際に交付すること。

(2) 第２次以降の使用者に対しては、(1)の書面を常時準備しておき、これを提供し得る体制を整えておくよう努めること。

を周知すること。

(3) 第２次以降の使用者に対しては、(1)による提供であることを周知し得る体制を整えておくよう努めること。

(4) 上記の他、使用者が希望する場合にあっては書面での提供をし得る体制を整えること。

第７～第１２　（略）

別表（届出書の添付書面及びその記載要領等）（第２関係）

添　付　書　面	記　載　要　領　等
（略）	（略）
１０　点検整備方式を記載した書面	１　点検整備方式（自動車点検基準（昭和 26 年運輸省令第 70 号）第７条第３項に定める技術上の情報に関するものに限る。）の書面については、当該情報の掲載場所等を記載すること。 ２　点検整備方式（自動車点検基準第７条第３項に定める技術上の情報に関するものを除く。）の書面の記載については、次の点に留意すること。 (1)　自動車点検基準に定める技術上の基準を満足するものであること。 (2)　（略）

第７～第１２　（略）

別表（届出書の添付書面及びその記載要領等）（第２関係）

添　付　書　面	記　載　要　領　等
（略）	（略）
１０　点検整備方式を記載した書面	（新設） １　点検整備方式の書面の記載については、次の点に留意すること。 (1)　自動車点検基準（昭和 26 年運輸省令第 70 号）に定める技術上の基準を満足するものであること。 (2)　（略）

	(3)　(略) 3　(略)
(略)	(略)

第１号様式～第２号様式　(略)

第３号様式（諸元表）（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。）

重心高～内圧容器　(略)

性能

最高速度（km/h）～ＣＮＧ自動車燃料消費率（軽・中量車）(略)	
燃料消費率(燃料電池自動車)（km/kg）	
その他	

その他（構造、装置に係る事項）～備考　(略)

第４号様式～第６号様式　(略)

附則１　自動車等の同一型式判定要領

第１　(略)

第２　類別

１　自動車等の構造・装置が、すでに指定又は認定を受け、もしくは新型届出を行った自動車等の構　造・装置と比較して、その相違が第１第１項の同一型式の範囲内にあり、かつ、別添１「自動車型式指定実施要領」で定める第１号様式、第２号様式の１及び第２号様式の２の諸元表の類別区分番号並びにこの通達の別添３「検査対象外軽自動車等及び原動機付自転車用原動機の型式認定要領」で定める第５号様式及び第６号様式の類別を区分する項目の基準諸元（車体の形状、長さ、幅、高さ、軸距、接地長、荷台の内側寸法（内装仕様差等による相違は除く。）、荷台オフセット、車両重量（軸重を含む）、乗車定員、最大積載量、車両総重量（軸重を含む）、最大安定傾斜角度、車

	(3)　(略) 2　(略)
(略)	(略)

第１号様式～第２号様式　(略)

第３号様式（諸元表）（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。）

重心高～内圧容器　(略)

性能

最高速度（km/h）～ＣＮＧ自動車燃料消費率（軽・中量車）(略)	
（新設）	
その他	

その他（構造、装置に係る事項）～備考　(略)

第４号様式～第６号様式　(略)

附則１　自動車等の同一型式判定要領

第１　(略)

第２　類別

１　自動車等の構造・装置が、すでに指定又は認定を受け、もしくは新型届出を行った自動車等の構　造・装置と比較して、その相違が第１第１項の同一型式の範囲内にあり、かつ、別添１「自動車型式指定実施要領」で定める第１号様式、第２号様式の１及び第２号様式の２の諸元表の類別区分番号並びにこの通達の別添３「検査対象外軽自動車等及び原動機付自転車用原動機の型式認定要領」で定める第５号様式及び第６号様式の類別を区分する項目の基準諸元（車体の形状、長さ、幅、高さ、軸距、接地長、荷台の内側寸法（内装仕様差等による相違は除く。）、荷台オフセット、車両重量（軸重を含む）、乗車定員、最大積載量、車両総重量（軸重を含む）、最大安定傾斜角度、車

輪配列、旅客運送事業用適否、最高出力、最大トルク、騒音、排出ガス重量、燃料消費率、燃料の規格及び自動運行装置の搭載有無をいう。（本項において以下同じ。））の一つが異なるときは、相違する当該基準諸元ごとに少なくとも「類別」を設けなければならない。

２　（略）

３　類別は次に掲げる例により表すものとする。

セダン、ハッチバック、ワゴン、コンバーチブル、ロングボデー、1.25トン積、６人乗、４ＷＤ、４ＷＳ、サイドダンプ、高床三方、ダブルタイヤ、エアバッグ、ＡＢＳ、ディスクブレーキ、２扉、中扉前向、フレーム断面形状ロ型、軸距１．８５０ｍ、Ｅ１０対応車、自動運行装置搭載車

第３　（略）

別表１～別表３　（略）

附則２・附則３　（略）

附則４　自動車型式指定申請書等提出要領

第１～第４（略）

別表第１（申請書等の添付書面・審査・リコール課用）（第２関係）

整理番号	添付書面の名称	提出時の注意事項等	提出の要否				
			型式指定に係る場合		新型届出に係る場合		製造過程自動車認定に係る場合
			乗用車に係るとき	その他の自動車に係	乗用車に係るとき	その他の自動車に係	

輪配列、旅客運送事業用適否、最高出力、最大トルク、騒音、排出ガス重量、燃料消費率及び燃料の規格をいう。（本項において以下同じ。））の一つが異なるときは、相違する当該基準諸元ごとに少なくとも「類別」を設けなければならない。

２　（略）

３　類別は次に掲げる例により表すものとする。

セダン、ハッチバック、ワゴン、コンバーチブル、ロングボデー、1.25トン積、６人乗、４ＷＤ、４ＷＳ、サイドダンプ、高床三方、ダブルタイヤ、エアバッグ、ＡＢＳ、ディスクブレーキ、２扉、中扉前向、フレーム断面形状ロ型、軸距１．８５０ｍ、Ｅ１０対応車

第３　（略）

別表１～別表３　（略）

附則２・附則３　（略）

附則４　自動車型式指定申請書等提出要領

第１～第４（略）

別表第１（申請書等の添付書面・審査・リコール課用）（第２関係）

整理番号	添付書面の名称	提出時の注意事項等	提出の要否				
			型式指定に係る場合		新型届出に係る場合		製造過程自動車認定に係る場合
			乗用車に係るとき	その他の自動車に係	乗用車に係るとき	その他の自動車に係	

				るとき		るとき	
1～4 （略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
5	構造・装置の概要説明書	別表第2の5(2)、5(3)、5(4)、5(5)、5(9)及び5(12)の書面を含むものであっても差し支えない。	○	○	○	○	○
	(1) 主要な構造・装置の説明書	記載すべき内容は、少なくとも以下の内容のうち該当するものとする。ただし、必要に応じて追加することは差し支えない。 ①～⑧					

				るとき		るとき	
1～4 （略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
5	構造・装置の概要説明書	別表第2の5(2)、5(3)、5(4)、5(5)、5(9)及び5(12)の書面を含むものであっても差し支えない。	○	○	○	○	○
	(1) 主要な構造・装置の説明書	記載すべき内容は、少なくとも以下の内容のうち該当するものとする。ただし、必要に応じて追加することは差し支えない。 ①～⑧					

		（略） ⑨　自動運行装置の機能の概要					
	(2)・(3) （略）	（略）					
６～１８ （略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
１９	業務管理システム適合証明書の写し	サイバーセキュリティ業務管理システム適合証明書（自動運行装置を備えている場合に限る。）の写し	○	○			
２０ （略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

備考１～３　（略）

別表第２（申請書等の添付書面・自動車認証審査部用）（第２関係）

			提出の要否

		（略） （新設）					
	(2)・(3) （略）	（略）					
６～１８ （略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	（新設）						
１９ （略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

備考１～３　（略）

別表第２（申請書等の添付書面・自動車認証審査部用）（第２関係）

			提出の要否

整理番号	添付書面の名称	提出時の注意事項等	型式指定に係る場合		新型届出に係る場合		製造過程自動車認定に係る場合
			乗用車に係るとき	その他の自動車に係るとき	乗用車に係るとき	その他の自動車に係るとき	
1～4（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
5	構造・装置の概要説明書		○	○	○	○	○
	(1) 主要な構造・装置の説明書	記載すべき内容は、少なくとも以下の内容のうち該当するものとする。ただし、必要に応じて追加することは差し支えない。 ①～⑧					

整理番号	添付書面の名称	提出時の注意事項等	型式指定に係る場合		新型届出に係る場合		製造過程自動車認定に係る場合
			乗用車に係るとき	その他の自動車に係るとき	乗用車に係るとき	その他の自動車に係るとき	
1～4（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
5	構造・装置の概要説明書		○	○	○	○	○
	(1) 主要な構造・装置の説明書	記載すべき内容は、少なくとも以下の内容のうち該当するものとする。ただし、必要に応じて追加することは差し支えない。 ①～⑧					

		（略） ⑨　自動運行装置の機能の概要					
	(2)～(14) （略）	（略）					
6～14 （略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
15	業務管理システム適合証明書の写し	サイバーセキュリティ業務管理システム適合証明書（自動運行装置を備えている場合に限る。）の写し	○	○			
16 （略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

備考１　（略）

附則５　　自動車等の諸元表の記載要領

第１　（略）

第２　項目別記載要領

		（略） （新設）					
	(2)～(14) （略）	（略）					
6～14 （略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	（新設）		○	○			
15 （略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

備考１　（略）

附則５　　自動車等の諸元表の記載要領

第１　（略）

第２　項目別記載要領

１～１－13　（略）	１～１－13　（略）
１－14　仕様	１－14　仕様
当該類別の自動車の仕様の主な特徴を文章、略号又は符号で記入する。この場合において、自動運行装置を備えるものにあっては、その旨を冒頭に記載すること。	当該類別の自動車の仕様の主な特徴を文章、略号又は符号で記入する。
なお、用途及び車体の形状を２種類以上設定する場合には、仕様欄に当該類別の用途及び車体の形状を記載すること。ただし、用途及び車体の形状毎に指定番号等の項を別頁とし、用途及び車体の形状欄にそれぞれを記載した場合はこの限りではない。	なお、用途及び車体の形状を２種類以上設定する場合には、仕様欄に当該類別の用途及び車体の形状を記載すること。ただし、用途及び車体の形状毎に指定番号等の項を別頁とし、用途及び車体の形状欄にそれぞれを記載した場合はこの限りではない。
例　箱型 ステーション・ワゴン 幌型 ４ドア・セダン サンルーフ 三方座席 高床三方開 ピントル・フック付 過給機 給気冷却器付過給機（221kW） 自動運行装置搭載車	例　箱型 ステーション・ワゴン 幌型 ４ドア・セダン サンルーフ 三方座席 高床三方開 ピントル・フック付 過給機 給気冷却器付過給機（221kW）
１－15～28　（略）	１－15～28　（略）
29　性能	29　性能
29－１～29－16　（略）	29－１～29－16　（略）
29-17　等価ＥＶレンジ	29－17　等価ＥＶレンジ
ガソリン・電気、ＬＰＧ・電気又は軽油・電気を燃料とする乗車定員９	ガソリン・電気、ＬＰＧ・電気又は軽油・電気を燃料とする乗車定員９

人以下の乗用自動車、乗車定員１０人以上の乗用自動車（車両総重量３．５トン以下のものに限る。）及び車両総重量３．５トン以下の貨物自動車であって、型式指定に係るものについて、細目告示技術基準「軽・中量車排出ガスの試験方法」により保安基準第３１条第２項の基準に適合した自動車にあっては、審査事務規程別添の試験規程に基づいて測定した等価ＥＶレンジを記入（特殊自動車にあっては、省略して差し支えない。）し、走行モード又は試験速度（km/h）を（ ）書で次の例により付記する。走行距離の記入値は整数位までとし、小数第１位以下を四捨五入する。ただし、測定した値に代えて設計値を記入してもよい。 例　（略） 29－18　一充電消費電力量 ガソリン・電気、ＬＰＧ・電気又は軽油・電気を燃料とする乗車定員９人以下の乗用自動車、乗車定員１０人以上の乗用自動車（車両総重量３．５トン以下のものに限る。）及び車両総重量３．５トン以下の貨物自動車であって、型式指定に係るものについて、細目告示技術基準「軽・中量車排出ガスの試験方法」に規定するＷＬＴＣモード法により保安基準第３１条第２項の基準に適合した自動車にあっては、審査事務規程別添の試験規程に基づいて測定した等価ＥＶレンジを記入（特殊自動車にあっては、省略して差し支えない。）し、走行モード又は試験速度（km/h）を（ ）書で次の例により付記する。走行距離の記入値は小数第２位までとし、小数第３位以下を四捨五入する。ただし、測定した値に代えて設計値を記入してもよい。 例　（略） 29－19～29－20　（略）	人以下の乗用自動車、乗車定員１０人以上の乗用自動車（車両総重量３．５トン以下のものに限る。）及び車両総重量３．５トン以下の貨物自動車であって、型式指定に係るものについて、細目告示技術基準「軽・中量車排出ガスの試験方法」により保安基準第３１条第２項の基準に適合した自動車にあっては、審査事務規程別添の試験規程に基づいて測定した等価ＥＶレンジを記入し、走行モード又は試験速度（km/h）を（ ）書で次の例により付記する。走行距離の記入値は整数位までとし、小数第１位以下を四捨五入する。ただし、特殊自動車にあっては、記入を省略して差し支えない。ただし、測定した値に代えて設計値を記入してもよい。 例　（略） 29－18　一充電消費電力量 ガソリン・電気、ＬＰＧ・電気又は軽油・電気を燃料とする乗車定員９人以下の乗用自動車、乗車定員１０人以上の乗用自動車（車両総重量３．５トン以下のものに限る。）及び車両総重量３．５トン以下の貨物自動車であって、型式指定に係るものについて、細目告示技術基準「軽・中量車排出ガスの試験方法」に規定するＷＬＴＣモード法により保安基準第３１条第２項の基準に適合した自動車にあっては、審査事務規程別添の試験規程に基づいて測定した等価ＥＶレンジを記入し、走行モード又は試験速度（km/h）を（ ）書で次の例により付記する。走行距離の記入値は小数第２位までとし、小数第３位以下を四捨五入する。ただし、特殊自動車にあっては、記入を省略して差し支えない。ただし、測定した値に代えて設計値を記入してもよい。 例　（略） 29－19～29－20　（略）

29－21　燃料消費率（燃料電池自動車）

圧縮水素ガス（水素ガスを主成分とする高圧ガスをいう。以下同じ。）を燃料とする乗車定員９人以下の乗用自動車、乗車定員 10 人以上の乗用自動車（車両総重量３．５トン以下のものに限る。）及び車両総重量３．５トン以下の貨物自動車であって、型式指定に係るものについて、審査事務規程別添の試験規程に基づいて測定をした燃料消費率（燃料電池自動車）を次により記入する。ただし、測定した値に代えて設計値を記入してもよい。

なお、圧縮水素ガスを燃料とするその他の自動車についても、記入して差し支えない。

（ア）記入値は整数位までとし、第１位を四捨五入する。

（イ）使用する数値は、1 km/kg 毎とする。

例 8 9 10 11・・・20 21 22 ・・・(km/kg)

30～31　（略）

附則５の２　電子申請を行う場合の自動車諸元表等の書面の作成要領

第１～第３　（略）

別紙１　（略）

別紙２　ＣＳＶ形式による諸元表の記載要領

（略）

１．～２．　（略）

別表１－１　（略）

別表１－２　車両諸元要目表ＣＳＶ化レコード項目一覧表（類別データ項目）

項	諸元項目名	諸元項目細分化項	項目	バイ	属	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	内容

（新設）

30～31　（略）

附則５の２　電子申請を行う場合の自動車諸元表等の書面の作成要領

第１～第３　（略）

別紙１　（略）

別紙２　ＣＳＶ形式による諸元表の記載要領

（略）

１．～２．　（略）

別表１－１　（略）

別表１－２　車両諸元要目表ＣＳＶ化レコード項目一覧表（類別データ項目）

項	諸元項目名	諸元項目細分化項	項目	バイ	属	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	内容

番		目名	コード	ト	性														
1～54　（略）																			
55	乗車定員	乗車定員数	V0520	2	半角	◎	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・半角数字２桁以内で設定する。 ・乗合の場合「客席+立席+乗務員」の計算結果を設定する。 ・幼児専用車または幼児専用以外（幼児定員あり）の場合「０」を設定する。
56		乗車定員数（最多乗員時）	V0530	2	半角	◎	○	○	◎	○	○	×	○	×	○	○	×	○	・半角数字２桁以内で設定する。 ・乗車装置を最大にしたときの定員数を設定する。（定員が変わらない車の場合には最少乗員時と同様の値を設定する） ・幼児専用車または幼児専用以外（幼児定員あり）の場合「０」を設定する。
57		幼児専用車における大人定員	V0540	2	半角	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	・半角数字２桁以内で設定する。 （幼児専用車・幼児専用以外（幼児定員あり）の場合以外は設定不要）

番		目名	コード	ト	性														
1～54　（略）																			
55	乗車定員	乗車定員数	V0520	2	半角	◎	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・半角数字２桁以内で設定する。 ・乗合の場合「客席+立席+乗務員」の計算結果を設定する。 ・幼児専用車の場合「０」を設定する。
56		乗車定員数（最多乗員時）	V0530	2	半角	◎	○	○	◎	○	○	×	○	×	○	○	×	○	・半角数字２桁以内で設定する。 ・乗車装置を最大にしたときの定員数を設定する。（定員が変わらない車の場合には最少乗員時と同様の値を設定する） ・幼児専用車の場合「０」を設定する。
57		幼児専用車における大人定員	V0540	2	半角	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	・半角数字２桁以内で設定する。 （幼児専用車）の場合以外は設定不要）

58		乗車定員数（幼児）	V0550	2	半角	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	・半角数字２桁以内で設定する。 （幼児専用車・幼児専用以外（幼児定員あり）の場合以外は設定不要）
59		幼児専用以外（幼児定員あり）フラグ	V0555	1	半角	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	・半角数字１桁で設定する。（該当しない場合は設定不要） １：幼児専用以外（幼児定員あり）
60～99 （略）																			
100	騒音	騒音諸元値－近接排気	V0940	3	半角	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	・半角数字３桁以内で設定する。 ・ｄＢ単位で設定する。 ・平成 28 年規制以降は試験結果の値を記載する。 ・近接排気騒音測定不可能車両※1 の場合は「0」を設定 ※1:排気管を有する自動車であって停止状態にお

58		乗車定員数（幼児）	V0550	2	半角	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	・半角数字２桁以内で設定する。 （幼児専用車の場合以外は設定不要）
（新設）		（新設）																	
59～98 （略）																			
99	騒音	騒音諸元値－近接排気	V0940	3	半角	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	・半角数字３桁以内で設定する。 ・ｄＢ単位で設定する。 ・平成 28 年規制以降は試験結果の値を記載する。

																			いて原動機が作動しない車両
101		原動機回転数－近接排気（過回転防止装置作動回転数）	V0950	１１	半角	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	・半角数字１１桁以内で設定する。 ・ｒｐｍ単位で設定する。 ・平成２８年規制以降で過回転防止装置機能を備えるものにあっては、近接排気騒音測定回転数の後に＃で区切り、「過回転防止装置作動回転数」を記載する。 ・自動車型式指定申請者が指定（その回転速度でしか測定不可）する場合は、近接排気騒音測定回転数の後に＊で区切り、「申請者が指定する近接排気騒音測定回転数」を記載する。 （例　３８００、３８００＃３５００、１２００＊１２００等）

100		原動機回転数－近接排気（過回転防止装置作動回転数）	V0950	１１	半角	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	・半角数字１１桁以内で設定する。 ・ｒｐｍ単位で設定する。 ・平成２８年規制以降で過回転防止装置機能を備えるものにあっては、近接排気騒音測定回転数の後に＃で区切り、「過回転防止装置作動回転数」を記載する。 （例　３８００、３８００＃３５００等） ・半角数字ハイフン＃１１桁以内で以下の通り設定する。 過回転防止機能付きの場合⇒「近接排気騒音測定回転数＃過回転防止作動回転数」 過回転防止機能なしの場合⇒「近接排気騒音測

																				・半角数字ハイフン＃＊ １１桁以内で以下の通り設定する。 過回転防止機能付きの場合⇒「近接排気騒音測定回転数＃過回転防止作動回転数」 申請者が指定する場合⇒「近接排気騒音測定回転数＊申請者が指定する近接排気騒音測定回転数」 過回転防止機能なしの場合⇒「近接排気騒音測定回転数」
102～132　（略）																				

（略）

別表２～別表３　（略）

附則６～附則７の２　（略）

附則９　輸入自動車の試験成績書を提出する場合に認められる外国の試験方法

輸入自動車の試験成績書を提出する場合に認められる外国の試験方法は別表のとおりとする。

																				定回転数」
101～131　（略）																				

（略）

別表２～別表３　（略）

附則６～附則７の２　（略）

附則９　輸入自動車の試験成績書を提出する場合に認められる外国の試験方法

輸入自動車の試験成績書を提出する場合に認められる外国の試験方法は別表のとおりとする。

別表

保安基準、細目告示及び適用除外告示条項	技術基準	同等と認められる外国の試験方法	最終確認年月日
細目告示 第１１条 第３項第１号 ～ 細目告示 第１８条第２項	（略）	（略）	（略）
細目告示 第２１条第４項 第４号	電気自動車、電気式ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗員保護試験	FMVSS 305 （後面衝突の方法に係る部分に限る。）	令和２年４月１日
細目告示 第２２条 第２項第１号 ～ 細目告示	（略）	（略）	（略）

別表

保安基準、細目告示及び適用除外告示条項	技術基準	同等と認められる外国の試験方法	最終確認年月日
細目告示 第１１条 第３項第１号 ～ 細目告示 第１８条第２項	（略）	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
細目告示 第２２条 第２項第１号 ～ 細目告示	（略）	（略）	（略）

改正後			
第７０条			

備考　（略）

附則１４～２０（略）

附則

（適用時期）

R２．３．３１改正

１．本改正規定は、令和２年４月１日より施行する。

（経過措置）

２．令和２年３月３１日以前に申請又は届出をしたものは、別添１第３、別添２第２、別添３第２及び別添４第２の規定にかかわらず、記載要領等の第１項は適用しない。

３．令和２年８月 31 日以前に申請又は届出するもの及び令和２年８月 31 日以前の申請又は届出に係る既指定自動車型式指定申請又は変更届出を令和３年８月 31 日以前に行うものは、附則５第２ 29-21 の規定にかかわらず、従前の例によることができる。

改正前			
第７０条			

備考　（略）

附則１４～附則２０（略）

（新設）